

**第8期赤平市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画  
【概要版】**

**令和3年3月**

**赤平市**

# 1 計画策定にあたって

## ◆計画策定の趣旨

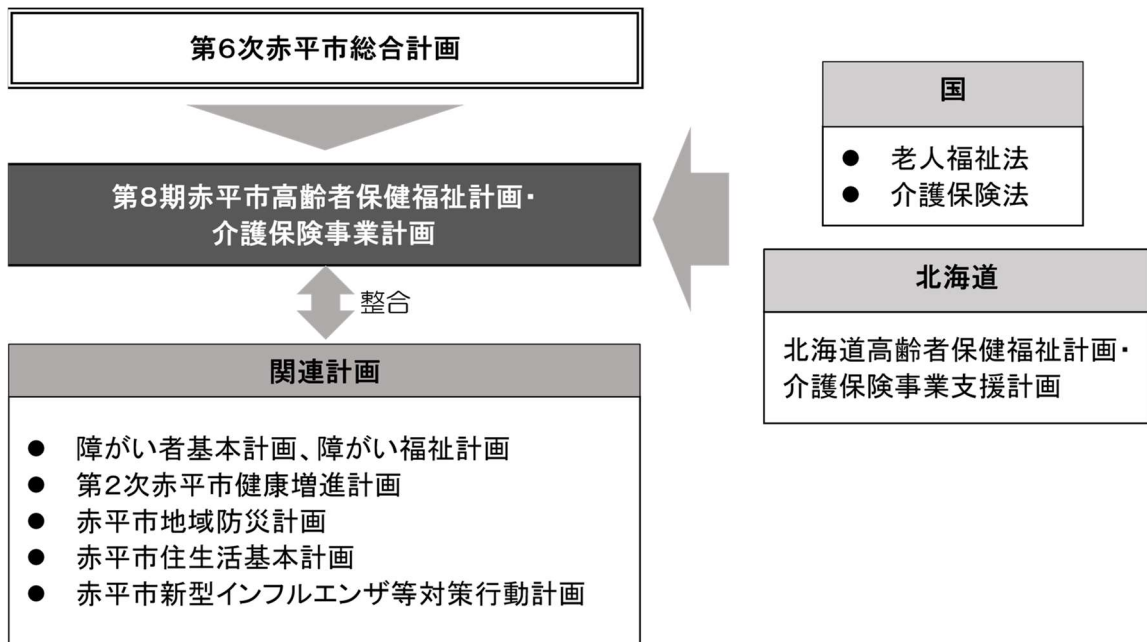
赤平市では、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉及び介護保険事業を推進してきました。本計画は、地域の現状や課題を見直し、第7期計画において取り組んだ地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組むとともに、本市の高齢者保健福祉・介護保険事業推進の指針として策定するものです。

## ◆計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 計画の位置づけ



図表 計画の策定期間

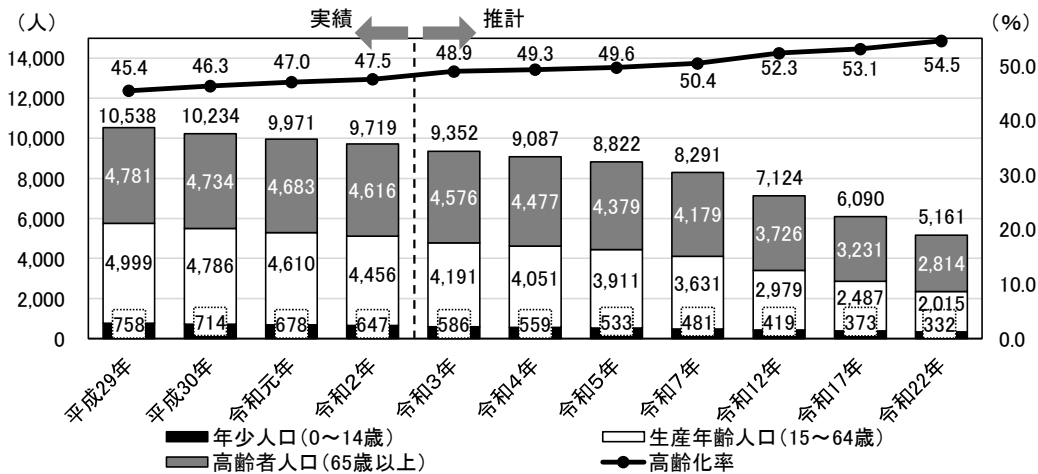
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
赤平市総合計画	第5次 (平成27年度～令和元年度)					第6次 (令和2年度～令和11年度)										
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期 (平成27年度～平成29年度)			第7期 (平成30年度～令和2年度)			第8期 (令和3年度～令和5年度)			第9期 (令和6年度～令和8年度)			第10期 (令和9年度～令和11年度)			
	↑				↑				↑				↑			
	2015年 団塊の世代が65歳												2025年 団塊の世代が75歳			

## 2 高齢者を取り巻く現状

### ◆総人口の推移

赤平市の総人口は、平成29年には10,538人でしたが、令和2年には9,719人まで減少しており、今後も人口は減少すると見込まれます。また、高齢化率は平成29年には45.4%でしたが、令和2年には47.5%まで上昇しており、令和7年には50%を超えると想定されます。

図表 総人口の推移



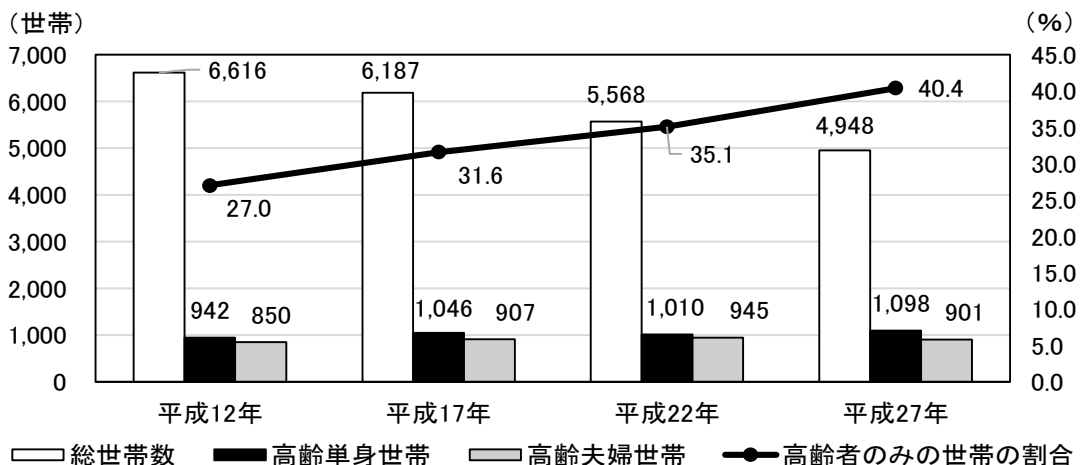
出典：赤平市住民基本台帳（各年9月末現在）

令和3年以降は「赤平市人口ビジョン」より「人口の将来展望」

### ◆高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の推移

平成12年には高齢単身世帯は942世帯、高齢夫婦世帯は850世帯でしたが、平成27年には高齢単身世帯は1,098世帯、高齢夫婦世帯は901世帯に増加しています。総世帯数に占める高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の割合は上昇傾向で推移しており、平成12年の27.0%から13.4ポイント増加して平成27年には40.4%となっています。

図表 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の推移

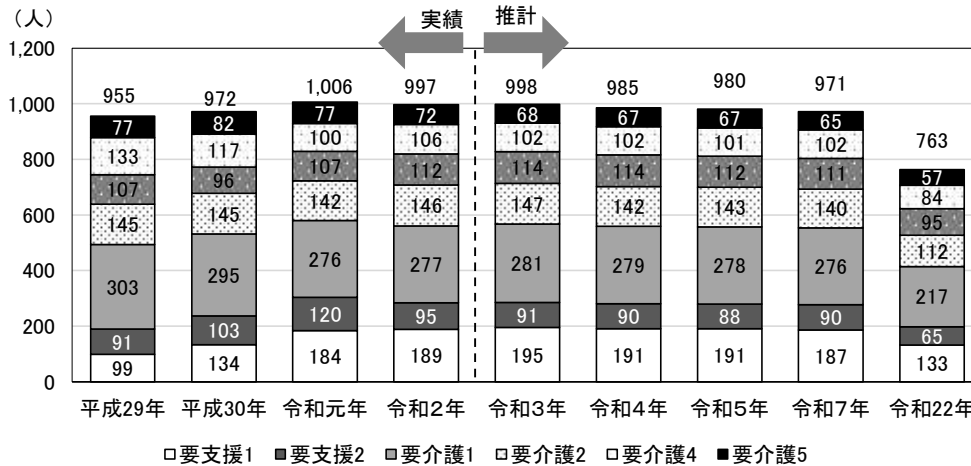


出典：地域包括ケア「見える化」システム、総務省「国勢調査」

## ◆要介護認定者の推移

要介護認定者数は、平成29年から令和2年まで1,000人程度で推移しています。第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）も1,000人程度で推移すると見込まれます。

図表 要介護認定者の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム  
厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年、令和2年は3月月報）

## 3 計画の基本的な考え方

### ◆基本理念

本計画では、高齢者が住み慣れた赤平で自分らしく充実した生活を送れるよう第7期計画を継承して以下の基本理念を定め、各種基本目標や施策を推進していきます。

#### 基本理念1 高齢者の尊厳を守る・大切にする

高齢者が一人の人間として大事にされ、高齢になり介護が必要な状態になっても尊厳を保ち、生きがいを持って生活できるまちの実現を目指します。

#### 基本理念2 高齢者の自立と自己決定を尊重する

高齢者が自らの意思や能力に応じて自立した生活ができ、自らサービスや暮らしを選択・決定できるような体制の整備を推進していきます。

#### 基本理念3 高齢者の社会参加の促進と支え合いを進める

高齢者が地域社会の一員として活躍し、地域の人とつながりを持ち、お互いに助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

## ◆自立支援・重度化防止に向けた重点施策

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防や重度化防止に関する事業を重点施策とし、取り組んでいきます。

<b>重点施策Ⅰ 社会参加と生きがいづくり</b>
(1) 外出頻度を増やすための交流の場、通いの場を支援する
(2) 高齢者の社会貢献を支援する
<b>重点施策Ⅱ 健康づくりと介護予防</b>
(1) 健康教育・健康相談の実施
(2) 運動教室を開催し、体力の維持・向上を目指す
<b>重点施策Ⅲ 認知症と共生する地域づくり</b>
(1) 地域住民の認知症に対する理解を促進する
(2) 認知症の早期に相談ができ、在宅生活継続のための対応を行う

## ◆基本目標と施策

### 基本目標1 健康づくりと介護予防を総合的にすすめます

健康づくりと介護予防の取組を推進し、自立した暮らしを続けられるよう支援します。

#### 施策1 介護予防の推進

- 介護予防普及啓発事業（地域まるごと元気アッププログラム（まる元）など）
- 地域介護予防活動支援事業（ゆる元体操の指導者認定講座など）

#### 施策2 健康づくりの推進

- 健康教室、健康教育
- 健康相談
- 訪問指導
- がん検診
- 特定健康診査
- 特定保健指導
- 保健師の地区担当制の推進

### 基本目標2 社会参加と生きがいづくりを支援します

高齢者が地域社会の一員としての実感を持つことができるよう、地域社会で楽しみや充実感を得られる機会や地域住民と交流できる環境をつくり、社会参加活動への支援を進めます。

#### 施策1 生きがい活動・敬老事業への支援

- 単位老人クラブへの支援
- 老人クラブ連合会運営補助
- 高齢者生きがいづくり事業
- 敬老事業
- 保養サービス事業

## 施策2 社会参加活動への支援

- ボランティア養成講座の支援
- ボランティアの育成支援
- 生活支援コーディネーターの配置

## 基本目標3 住み慣れた地域における生活を支援します

高齢者が住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、介護保険サービス、在宅支援サービスを充実させるとともに、認知症施策を推進していきます。また、介護保険サービスの質の向上を図ります。

## 施策1 介護サービスの充実

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

## 施策2 在宅支援サービスの充実

- 紙おむつ支給事業
- 食の自立支援事業（食事サービス事業）
- 電話サービス事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 生活管理指導短期宿泊事業

## 施策3 認知症施策の推進

- 認知症サポーター養成事業
- 認知症初期集中支援チームの推進
- 認知症地域支援推進員の活動の推進
- 交流の場の支援、認知症講演会の実施
- 認知症ケアパスの活用

## 施策4 介護保険サービスの質の向上

- 介護給付費用適正化事業
- 介護人材の確保・養成

## 施策5 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

## 施策6 地域包括支援センターの強化

- 地域包括支援センターの強化
- 地域ケア会議
- 在宅医療・介護の連携推進
- 介護予防マネジメント業務
- 成年後見制度利用支援事業

## 基本目標4 高齢者を支えるまちづくりをすすめます

災害発生時や救急時に備えた見守りネットワークの整備等を推進するとともに、高齢者にとって快適な生活環境の充実を図ります。

### 施策1 災害・見守り体制の整備

- モバイル型緊急通報システム事業
- 救急医療情報キット配布事業
- 高齢者見守りネットワークの構築
- 感染症対策
- 高齢者の避難支援及び防災意識の向上

### 施策2 生活環境の整備

- 高齢者世帯等除雪費助成事業
- 高齢者住宅の整備

## 4 介護保険事業の推進

### ◆第8期計画期間における介護保険料

#### 保険料の算定手順

推計人口に基づき、要支援・要介護認定者数を推計し、各サービスの利用者数を見込みます。各サービスの利用者数の見込みを基本に各サービスの給付見込み額を算出し、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を合算した標準給付費見込み額、地域支援事業費を加えた額が総事業費になります。

保険料（基準額）は、第8期の介護保険事業にかかる総事業費や第1号被保険者数を基に、算定します。

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{総事業費} \times \text{第1号被保険者負担割合}(23.0\%) - \text{介護給付費準備基金取り崩し額等}}{\text{第1号被保険者数}}$$

#### 所得段階別保険料

- 介護保険事業費（介護保険給付費、地域支援事業費等）と65歳以上の高齢者数を基に算出した令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料月額基準額は、5,600円（保険料年額67,200円）です。本市では所得等に応じて、9段階の設定を行います。
- 令和元年度からは、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料が国の公費負担で軽減強化されています。
- 所得段階ごとの基準所得金額については、国の基準で第7段階と第8段階を区分する合計所得金額が200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額が300万円から320万円に引き上げられます。

図表 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料

区分	対象者	保険料率	保険料額	対7期	
			年額	年額	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護を受けている人又は老齢福祉年金を受けている人 ・前年の本人年金収入等が 80 万円以下の人	基準額 × 0.3	20,100 円	1,100 円
第2段階		前年の本人年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.5	33,600 円	2,000 円
第3段階		前年の本人年金収入等が 120 万円超 の人	基準額 × 0.7	47,000 円	2,700 円
第4段階	世帯のだれか が住民税課税	本人が住民税非課税で、前年の本人 年金収入等が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	60,400 円	3,400 円
第5段階		本人が住民税非課税で、前年の本人 年金収入等が 80 万円超の人	基準額	67,200 円	3,900 円
第6段階	本人が 住民税課税	前年の合計所得金額が 125 万円未 満の人	※基準額 × 1.15	77,200 円	4,400 円
第7段階		前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.3	87,300 円	5,000 円
第8段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	※基準額 × 1.55	104,100 円	5,900 円
第9段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上 の人	基準額 × 1.7	114,200 円	6,500 円

- ・※は、赤平市独自の乗率となっています。
- ・第6段階と第7段階における基準所得金額は 125 万円（国基準は 120 万円）と、赤平市独自の基準となっています。

### 第8期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行年月：令和3年3月  
 発行：赤平市  
 編集：赤平市介護健康推進課  
 住所：〒079-1192 北海道赤平市泉町4丁目1番地  
 電話：0125-32-2217 F A X：0125-34-4188